

十日町市介護テクノロジー導入支援補助金の概要

十日町市内の介護従事者の負担軽減及び介護業務の効率化を図るとともに、介護従事者が継続して安定的に就労できる職場環境を整備するため、介護サービス事業所に介護テクノロジーを導入する経費の一部を補助します。

1 補助対象者

十日町市内に介護サービス事業所を開設している法人

＜次に掲げる事業を除く＞

- ・（介護予防）居宅療養管理指導
- ・（介護予防）福祉用具貸与
- ・特定（介護予防）福祉用具販売

2 補助対象経費

法人が介護サービス事業所に導入する介護ロボット及びＩＣＴの購入費又はリース費用等

＜要件等＞

- ・補助金の交付対象期間は、交付決定を受けた年度内とする。
- ・使用料及び賃借料に係る経費は、当該年度内の使用に係る経費とする。
- ・同様の補助金を他から受けている場合は、補助の対象としない。

3 補助対象外経費

- ・機器の配送料、設置費、保険料、メンテナンス費用、インターネット回線使用料等の通信費
- ・消費税及び地方消費税

4 補助金額

補助対象経費の2分の1以内（千円未満切捨て）

＜1法人当たりの限度額等＞

- ・1介護サービス事業所当たりの限度額は下表に掲げる額
- ・前年度までに交付された補助金の額を除いた額を上限

区分	種別等	限度額
介護ロボット導入	移乗支援及び入浴支援を目的とする介護ロボット	100万円
	センサー付きマットレス等の見守りを目的とする介護ロボット（1介護施設当たりの補助限度台数は、入所定員の50%）	10万円
	移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、介護業務支援、機能訓練支援、食事・栄養管理支援及び認知症生活支援・認知症ケア支援を目的とする介護ロボット	30万円
ＩＣＴ導入	介護ソフト、タブレット情報端末、通信環境機器及び業務効率化を図るソフトウェア	30万円

5 手続きの流れ

①見積依頼 (申請者)	・販売店又は代理店へ見積書を依頼してください。 ・交付決定前に発注又は購入した場合は、補助対象外となります。
②交付申請 (申請者)	・交付申請書に必要書類を添えて市へ提出してください。
③交付決定 (市)	・申請内容の審査及び補助金の交付可否を決定し、申請者へ通知します。
④実績報告 (申請者)	・交付決定を受けた年度の3月15日までに実績報告書に必要書類を添えて市へ提出してください。
⑤額の確定 (市)	・実績内容の審査及び補助金の額を確定し、申請者へ通知します。
⑥請 求 (申請者)	・確定通知書の内容を確認し、請求書を提出してください。
⑦支払い (市)	・請求書に基づき支払いを行います。

6 留意事項

- ・補助金の交付申請及び変更交付申請は、交付要綱をよく確認してから行ってください。
- ・本事業は、交付申請があった都度、内容を審査し、予算の範囲内で順次交付決定を行います。予算の上限に達した場合は、受付を締め切りますのでご了承ください。

7 交付要綱及び様式

- ・十日町市介護テクノロジー導入支援補助金交付要綱
- ・(様式第1号) 交付申請書
- ・(別紙1) 介護テクノロジー導入計画書
- ・(別紙2) 介護テクノロジー導入経費所要額調書
- ・(別紙3) 収支予算書
- ・(様式第3号) 変更交付申請書
- ・(様式第5号) 実績報告書
- ・(別紙4) 介護テクノロジー導入実績
- ・(別紙5) 介護テクノロジー導入経費所要額実績調書
- ・(別紙6) 収支決算書
- ・(様式第7号) 請求書

8 問合せ先及び提出先

〒948-8501 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地
十日町市役所 市民福祉部 福祉課 介護保険係
電 話：025-757-3757（直通）
F A X：025-757-3800
E-mail：t-fukushi@city.tokamachi.lg.jp